

衆議院議長様
参議院議長様

選択的夫婦別姓の導入など、 一日も早い民法改正を求める請願

【請願趣旨】

現行の民法では夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓、事実婚、通称使用などによる不利益・不都合を強いられています。婚姻の際、実際には96%が夫の姓になっているのは間接的な女性差別であり、夫婦同姓の強制は、両性の平等と基本的人権を掲げた憲法に反します。別姓を望む人に、その選択を認める選択的夫婦別姓制度の導入を求める声は切実です。

また、女性16歳・男性18歳という婚姻最低年齢の18歳への統一、女性のみ適用される再婚禁止期間の廃止も、緊急の課題です。

国連女性差別撤廃委員会をはじめとする国連や国際機関からも日本政府に対し、民法の差別的規定の廃止を繰り返し勧告されています。すでに法制審議会は1996年に選択的夫婦別姓の導入、女性16歳・男性18歳という婚姻最低年齢の18歳への統一などを含む民法改正要綱を答申していますが、20年間たなごらしのままです。

2015年12月、最高裁判所は「夫婦同姓の強制は合憲」という不当な判断を示しましたが、同時に、制度のあり方については国民の判断、国会に委ねるべきだと強調しており、一日も早い国会の対応が求められます。

以下の項目を請願します。

【請願項目】

1、選択的夫婦別姓の導入など、ただちに民法を改正すること

名 前	住 所

2017.2



新日本婦人の会

〒112-0002 東京都文京区小石川 5-10-20